

# 多度津町再生可能エネルギー導入計画策定業務

## 仕 様 書

多度津町

## 第1章 一般仕様書

### 第1節. 業務の目的

多度津町（以下「町」という。）は、令和4年3月2日にゼロカーボンシティを宣言し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目標としている。

この実現に向けて、「多度津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、ゼロカーボンシティを達成するための取組方針や重点施策等について取りまとめる予定としている。

「多度津町再生可能エネルギー導入計画策定業務」では、環境省が実施する令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用し、本町特有の地域課題を解決する再生可能エネルギー活用の可能性等の状況を把握し、目標設定を検討することを目的に業務を委託する。

### 第2節. 業務の概要

#### （1）業務の名称

多度津町再生可能エネルギー導入計画策定業務

#### （2）業務の期間

契約締結日から令和5年2月末日まで

### 第3節. 適用範囲

本仕様書は、本委託業務に適用するものとし、本仕様書に明記なきことは、本町と受託者が協議のうえ決定するものとする。

### 第4節. 受託者の義務

受託者は、業務の意図及び目的を十分に理解して最高の技術を発揮するよう努めるものとする。

### 第5節. 機密の保持

受託者は、本業務に関して知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

## 第 6 節． 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と必要に応じて協議・打合せを行う。

## 第 7 節． 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議を必要とするとき、及び協議を求められた場合は、誠意を持ってこれに当たるものとし、その内容については本町に報告しなければならない。

## 第 8 節． 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関係する法令規則、通知等を守らなければならない。

## 第 9 節． 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものであるが、本町が所有し、業務に利用できる資料は、これを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ本町に提出し、業務完了時に返却すること。

## 第 10 節． 主任技術者

受託者は、主任技術者をもって業務全般にわたる技術的管理を行わせるものとする。

- (1) 受託者は、業務における主任技術者を選任し、本町に届出、承認を得なければならない。
- (2) 主任技術者は、業務を遂行するうえで技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

## 第 11 節． 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、町の指定様式により、次の契約書類を提出するものとする。

- (1) 業務の着手時
  - ① 着手届
  - ② 主任技術者選任届
  - ③ 業務実施工程

- ④ その他町が指定する書類
- (2) 業務の完了時
  - ⑤ 業務完了届
  - ⑥ その他町が指定する書類

#### **第 1 2 節. 検査及び引渡し**

受託者は、業務完了時速やかに成果品と業務完了届を提出し、完了検査を受けなければならない。

#### **第 1 3 節. 手直し**

業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良が発見された場合には、速やかに訂正するものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。

#### **第 1 4 節. 成果品**

受託者は、次の成果品を各 2 部提出する。

- ① 多度津町再生可能エネルギー導入計画（原稿）
- ② 調査結果報告書
  - ・ アンケート調査票
  - ・ アンケート調査結果
  - ・ 委員会で使用した資料
  - ・ 委員会の要点議事録
- ③ 同上電子媒体

## 第2章 特記仕様書

本業務実施方針は、本業務仕様書、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）、（算定手法編）」（令和4年3月）（環境省）等を参照し、設定を行う。

### 1. 町の現況整理及び地域特性の把握

受託者は多度津町環境基本計画をはじめ、関連主要計画等から本町の現況を把握し、取りまとめるとともに、昨今の地球温暖化に関するメカニズムや気候変動等に関する科学的知見、地球温暖化をめぐる国内外の動向等について、各種文献資料、インターネット等により情報収集を行う。

- 多度津町の社会的、自然的特性
- 国内外の地球温暖化問題
- 温暖化の影響
- 温暖化防止への対策

### 2. 温室効果ガス排出量等の把握

受託者は本町区域内におけるエネルギー消費特性、温室効果ガスの排出構造特性に関する調査を実施し、部門別（産業、民生家庭、民生業務、運輸）にエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を取りまとめ、国が示している排出量と比較するなど要因分析を行う。

### 3. アンケート調査

町民・事業者を対象として、地球温暖化、再生可能エネルギーに関するアンケート調査を行う。

アンケートは郵送方式を基本とし、受託者は、アンケート調査票の作成、発送準備、発送・回収及び集計・解析を行う。

#### ○町民アンケート

アンケート対象者は1,000件程度とし、個人情報保護の観点から本町が住民基本台帳または選挙人名簿から抽出する。抽出方法に関しては、受託者が提案し、地域別、世代別（年齢別）、性別に配慮して抽出する。

#### ○事業者アンケート

アンケート対象者は100件程度とし、本町が事業所データなどから抽出する。

抽出方法に関しては、受託者が提案し、業種別、規模別に配慮して抽出する。

#### 4. 再生可能エネルギーのポテンシャル推計

受託者は、町区域内の再生可能エネルギーの導入状況や既存資料を基に把握し、今後の見通し等を確認する。

また、再生可能エネルギーの技術動向や、環境省の再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）等を用いて、導入可能性（ポテンシャル量）を導く。

#### 5. 現状分析及び課題の整理

受託者は、上記調査結果（既存資料調査、アンケート調査等）を分析し、再生可能エネルギー導入に関する課題、施策等を整理する。

#### 6. 温室効果ガス排出量削減及び再生可能エネルギー導入目標の検討・提案

受託者は、上記調査結果等に基づき、温室効果ガス排出量削減及び再生可能エネルギー導入の数値的な導入目標を提案し、発注者が設定する。

#### 7. 目標達成に向けた具体的施策の検討・提案

受託者は、目標達成に向けた具体的な再生可能エネルギーに関する施策等を検討・提案する。

#### 8. 将来ビジョン及び脱炭素シナリオの検討・提案

受託者は、各主体（行政、町民、事業者）や各部門（民生家庭、民生業務、運輸、産業）が取り組むべき施策等を取りまとめた将来ビジョン及び脱炭素シナリオを提案し、発注者が設定する。

#### 9. 計画素案、計画書の作成

上記までの内容を整理し、計画書（案）を作成し、策定委員会での検討資料を作成する。

- 1) 基本方針の検討・提案
- 2) 具体的な取組項目の検討、提案
- 3) 目標の検討、提案
- 4) 計画の推進体制の検討、提案

5) 評価・公表の手続きの検討・提案

広報誌及びホームページ等の公表手続きの作成及び支援を行う。

10. 策定委員会運営支援

多度津町再生可能エネルギー導入計画策定に係る委員会を3回程度開催する予定である。

その際、受託者は、全回出席し、資料作成(必要部数の印刷含む)、助言及び議事録の作成を行うものとする。